

家きんの飼育場所を緊急消毒してください！！

- 今シーズンは、高病原性鳥インフルエンザの全国的な非常に発生リスクが高まっており、まん延防止のため家畜伝染病予防法第30条の規定により、一斉の**緊急消毒**が決まりました。
- 以下の方法で消石灰を繰り返し散布してください。

◆緊急消毒期間

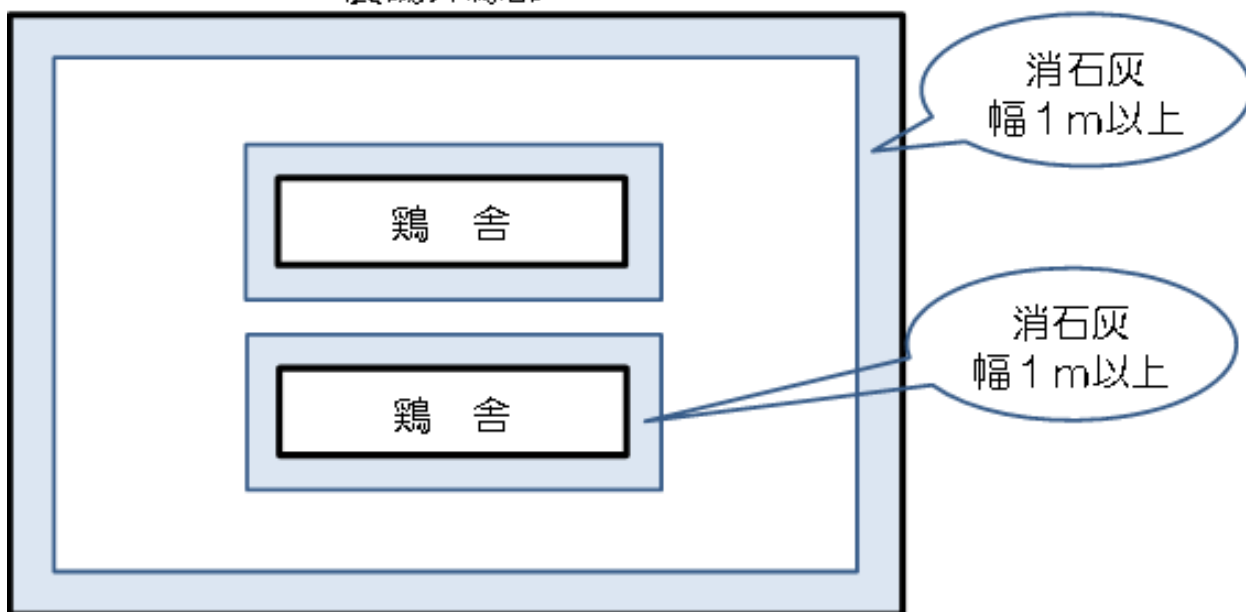
令和5年1月20日（金）～ 2月19日（日）

◆消毒方法

鶏舎周囲及び農場外縁部の消石灰散布

（幅約1m、平方m当たり約0.5～1.0kgが散布基準です。）

農場外縁部



※積雪等で散布が難しい場合でも、農場や鶏舎出入り口等、散布可能な場所から順次散布してください。

死亡羽数が増える等の異状があれば、すぐに下記まで連絡して下さい。